

電気工事業者の皆さん、ご注意ください！ 【 手続きと法令の規定に関する注意事項 】

愛媛県消防防災安全課

■電気工事開始の届出

建設業許可を受けた後、電気工事開始した場合は、遅滞なく、所管の行政庁へ「電気工事開始届出書」に必要書類を添えて提出する必要があります(このような事業者を「みなし登録電気工事業者」といいます。)

建設業許可を受けたからといって電気工事が行えるというのではなく、電気工事業法に基づく一定の要件(主任電気工事士の設置や一定の器具類の備付け等)を満たす必要があります。

■届出内容に変更があった場合

既に届け出ている内容に変更があった場合には、遅滞なく、所管の行政庁へ「電気工事に係る変更届出書」に必要書類を添えて提出する必要があります。変更内容には、代表者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地、営業所の名称及び所在地(設置・廃止含む)、主任電気工事士(免状に係る事項含む)の異動はもちろんのこと、建設業許可の更新による許可年月日や許可番号の異動も、変更届が必要となるのでご注意ください。

■建設業の許可が失効した場合

この場合、「みなし登録電気工事業者」ではなくなるので、電気工事を行うためには、改めて電気工事の登録手続きを行う必要があります。まずはご連絡ください。

実際の手続きは県地方局防災対策室で行います。詳細な手続き、必要書類等につきましてもご相談ください。

【お問合せ先】

県 消防防災安全課 Tel:089-912-2320

県 地方局

○東予地方局 総務企画部 防災対策室 Tel:0897-56-1300(内 212)

○中予地方局 総務企画部 防災対策室 Tel:089-941-1111(内 307)

○南予地方局 総務企画部 防災対策室 Tel:0895-22-5211(内 206)

※ 営業所(事業所含む)が複数あり県域を越える場合の行政庁は国になりますので、中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課(Tel:087-811-8586)等へご相談ください。